

## 堺市における特殊詐欺被害防止対策に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と大阪府堺警察署、大阪府北堺警察署、大阪府西堺警察署、大阪府南堺警察署及び大阪府黒山警察署（以下「乙」という。）は、特殊詐欺の被害から市民の財産を守るための被害防止対策（以下「本対策」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市において市民の生活に大きな影響を与えている特殊詐欺の被害について、市、警察、地域団体等が一体となって、実効ある被害防止対策に取り組み、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例に掲げる「犯罪や事故が起こりにくい、安全・安心・快適に暮らすことができるまち堺」「住んでみたいまち、住み続けたいまち堺」を築くことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するために、以下の事項について連携し、実施する。

- (1) 架電による特殊詐欺の被害防止のための注意喚起
- (2) 特殊詐欺の被害防止のための各種広報啓発
- (3) その他特殊詐欺の被害防止に資する施策

（注意喚起の実施）

第3条 甲は、市民に対し、特殊詐欺の現状説明及び被害防止方法について、架電による注意喚起を実施する。

2 甲は、現に特殊詐欺の被害を受けていると認められる市民を認知した場合は、当該市民に対し乙への通報を促すものとする。

3 乙は、甲に対し、特殊詐欺の現状や効果的な被害防止指導方法について講習し、その他必要な情報提供を行う。

（広報啓発等の実施）

第4条 甲と乙は、市民が自ら特殊詐欺の被害防止に取り組み、また、地域において特殊詐欺の被害を防止する機運が醸成されるよう、広報啓発に努めるものとする。

2 乙は、現に市内において特殊詐欺又はその予兆と認められる事案が連続して発生した場合は、甲に連絡するものとし、連絡を受けた甲は、各種広報啓発等本対策の強化に努めるものとする。

（その他特殊詐欺被害防止に資する施策の実施）

第5条 甲は、本対策を推進するための施策の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲の施策実施に際し、必要な助言、効果測定への協力等を行うものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了す

る3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の意思表示を行わない限り、本協定は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲と乙は、本書を6通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月24日

甲 堺市長

.....

乙 大阪府堺警察署長

.....

大阪府北堺警察署長

.....

大阪府西堺警察署長

.....

大阪府南堺警察署長

.....

大阪府黒山警察署長

.....